

## 千葉県薬剤師会受動喫煙防止宣言

受動喫煙の有害性は科学的に証明されており、我が国での受動喫煙による死亡者数は国立がん研究センターの報告によると、年間1万5000人と推定されている。平成15年に施行された健康増進法第25条では、多数の者が利用する施設を管理する者に、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずる努力義務が明記され、また、平成22年2月の厚生労働省局長通知でも「多数の者が利用する公共的空間については原則的に全面禁煙であるべき」とされた。にもかかわらず、特に日本の将来を託すべき子供たちや未成年者・妊婦が、いまだ公共施設およびスポーツ施設、飲食店において受動喫煙を強要される現状は許し難いものがある。

さらに、2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催され、千葉県においてもいくつかの競技が予定されている。国際オリンピック委員会（IOC）は、オリンピックにおける禁煙方針を採択し、世界保健機関（WHO）と「タバコのないオリンピックをめざす協定」に調印している。オリンピック競技開催都市としての千葉県は、我が国も批准している「タバコ規制枠組み条約（FCTC）」第8条（受動喫煙からの保護）ガイドラインに即した条例を、制定すべきである。このガイドラインでは屋内施設においては完全禁煙のみが受動喫煙防止対策として有効であること、喫煙室を設置する「分煙」は効果がないことが述べられており、世界各国ではそれに従った法律が施行されている。

千葉県は平成24年に「千葉県受動喫煙防止対策に関する報告」を取りまとめ、「基準となる考え方」を示した。しかしながら「多数の者が利用する公共施設やスポーツ施設、飲食店等の施設」の敷地内禁煙・建物内禁煙及び「公園や通学路等の区域」の区域内禁煙は実現されておらず、これを実現するには条例化が不可欠であると考えます。

千葉県薬剤師会は県民の健康を守るべき専門家集団としての立場から、受動喫煙によるこれ以上の健康被害を許さないことをここに誓い、受動喫煙防止条例制定に向けて各方面に働きかけることを宣言する。

平成29年5月19日

千葉県薬剤師会